

事業主各位

東京都報道事業健康保険組合
理事長 西野文章

届書等における押印の廃止について

当健康保険組合の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省から令和 2 年 12 月 25 日付通知「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布等について」等が発出され、厚生労働省が所管する政令、省令及び告示(以下「政令等」という。)により定められた手続きであって、国民や事業者等に対して押印を求めている届書について、恒久的な制度的対応として押印を原則不要とすることとされ、同日付で政令等の改正が行われましたのでお知らせいたします。

つきましては、今後当健康保険組合に提出していただく全ての届書、申請書、請求書、申込書(以下「届書等」という。)において、押印を原則不要といたしますので、下記の点に留意してご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 不要となる押印

- ・事業主印
- ・事業所担当者印
- ・社会保険労務士の提出代行者印
- ・被保険者(申請者)印
- ・健康保険傷病手当金支給申請書の療養担当者欄の医師の印

2. 例外的に引き続き必要な押印

(1) 適用関係

- ・健康保険料銀行口座振替依頼書における金融機関への届出印

(2) 給付関係

- ・健康保険傷病手当金支給申請書(第1回目の申請時)における、以前に加入していた保険者への情報提供に係る被保険者の同意欄の印
- ・健康保険出産育児一時金・付加金申請書における市区町村長の証明欄の印

3. 届書等の様式改訂

今回の取扱いに伴い、届書等の様式を順次改訂します。

なお、届書等の様式が改訂されるまでの間、旧様式(氏名欄に「㊞」が印字されているもの)を使用し、押印省略で提出していただいて差し支えありません。

4. その他

(1) 届書等に係る照会

提出された届書等の内容について疑義等が生じた場合、事業主(又は総務部門)宛、もしくは被保険者宛に電話等で照会させていただくことがあります。

(2) 過去の通知による取扱いの廃止

本通知をもって、令和2年10月15日付東報健発第1116号通知「健康保険組合の適用関係届書の電子申請の開始及び書面による届書における押印又は署名の省略について」によりお知らせした、「Ⅱ 書面で提出する届書における押印又は署名の省略の取扱いについて」は廃止します。

お問合せ先

① 東京都報道事業健康保険組合	
総務課	03(6264)0131
保健施設課	03(6264)0132
適用課	03(6264)0133
給付課	03(6264)0134
健康管理課	03(6264)0136